

お知らせ

ワシントン条約：香港特別行政区における象牙取引に関する国内措置の厳格化について

2025 年 8 月 8 日

経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約事務局より、2018 年 6 月 1 日付けで香港特別行政区における象牙取引に関する国内措置の厳格化に関する通知(No. 2018/025)が発出されています。

No. 2018/057

<https://cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2018-057.pdf>

【参考】香港からの通知(No. 2018/057)について(和訳・要約)

・中国の香港特別行政区政府は、CITES 締約国に対し、2021 年末までに象牙取引を段階的に廃止するための三段階の計画を実施し、絶滅危惧種の不法取引に対する抑止力を高めるために厳しい罰則を課すことを通知する。

・三段階の計画の詳細は以下の通りです：

ステップ 1: 2018 年 5 月 1 日から、すべての象のハンティングトロフィーおよび非条約適用前象牙物品の輸入および再輸出が禁止される。関連する罰則は大幅に引き上げられ、最大で HK\$10,000,000 の罰金及び 10 年の懲役が科される。この新しい罰則は、象を含むすべての CITES リストに載っている種に適用される。

ステップ 2: 2018 年 8 月 1 日から、条約適用前象牙(アンティーク象牙を除く)の輸入および再輸出が禁止されます。アンティーク象牙の輸入には、輸出許可証に加えて輸入許可証が必要。

ステップ 3: 2021 年 12 月 31 日から、象牙の国内取引(アンティーク象牙を除く)が禁止される。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723